

- ◆学校教育スタッフ企画幹より (p.1)
- ◆総務課より (p.2)
- ◆各市町の取組～美郷町～ (p.3～4)
- ～大田市～ (p.4～6)

研修観の転換 ～先生方も「主体的・対話的で深い学び」を～

学校教育スタッフ 企画幹 岡田 文

教育事務所に勤務し、先生方の「研修」に関わることが多くなりました。学校に訪問して授業公開や研究協議に参加したり、教育センターや様々な研修会で講義やグループ協議を担当したりするたびに、「先生方にとって研修の時間が有意義なものになるようにする」という意識をもって取り組んできました。

そして、今年度は研修に直接関わることから、研修がスムーズに行われるように調整することが中心となりました。年度初めに計画された学校訪問以外にもたくさんの学校、市郡教育研究会部会等からの中途申請があり、子どもたちの学びの充実のために研修される先生が多くおられることを心強く感じています。

さらに、教育センターと連携して、研修の在り方や内容の検討の経過を共有しています。参集型とオンライン型、それぞれの研修のメリットを生かした構成、オンデマンドの活用など、研修の目的等を踏まえながらより良い研修になるように検討が重ねられています。

研修について考える時、キーワードとなっているのが、「研修観の転換」です。「受け身」の研修から「取りに行く」研修へ、研修を受ける側の姿勢が問われています。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のためには、先生方も「主体的・対話的で深い学び」を進めていく必要があるということです。「学びの相似形」と表現されています。

個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにも求められる命題である。つまり、教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形であるといえる。

主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルである。「令和の日本型学校教育」を実現するためには、子供たちの学びの転換とともに、教師自身の学び（研修観）の転換を図る必要がある。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和4年12月19日中央教育審議会答申）より抜粋

NITS（独立行政法人教職員支援機構）が参加者の気付きを醸成し、探究を後押しすることを目指した「探究型研修」を提唱していますが、教育センターの研修でも対話やリフレクション等が重視されてきています。今年度、来年度と教職経験年数に応じた研修（いわゆる新任研、6年目研、中堅研等）の内容等も見直されています。

学年末になり、学校では今年度のまとめや振り返り、そして次年度に向けた準備をしますが、先生方も今年度（あるいはこれまで）をまとめ、振り返って自分自身の現在地（今の自分）を確かめてみませんか。「社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現」という視点で、確かめた現在地にどんなことをプラスしていくかということや自分の得意分野の開発・探究、それらが自ら選んで進んで学びに向かう＝研修を「取りに行く」原動力となります。学校訪問指導、教育センター研修、各種研修動画、関連する情報（EIOS等）など、選択肢は広がっています。先生方が実践された「主体的・対話的で深い学び」の姿が子どもたちの学びへと生かされるよう教育事務所も伴走していきます。

赴任旅費について ～総務課より～

令和8年1月1日に旅費制度が改正となりました。赴任旅費の請求に必要な書類をまとめましたので、参考にしてください。

赴任旅費の大きな変更の1つが、交通費がこれまでの新旧在勤庁間の理論値による支給から、新旧居住地間の実費支給※1となることです（特急を利用した鉄道賃や航空賃等は領収書が必要）。これにより、人事異動に伴って住居を移転した場合のみ、赴任旅費が発生することとなりました。また、異動に伴う同一自治体内の転居については、職員宿舍等への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除き、赴任旅費で請求ができなくなりましたので注意が必要です。

※1ただし、新規採用職員はこれまでどおり居住地から（辞令交付式経由）新在勤庁までの理論値で支給します。

一般的な赴任旅費請求に必要な添付書類（本人の転居①～⑤ 本人と家族が共に転居①～⑦）

添付書類	備考
① 住民票（コピー可）	個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
② 移転証明書（様式第2）	住民票で移転が確認できない場合に①とセットで提出
③ 引越業者等の領収書及び内訳の分かる書類	転居費用の実費が定額を超え2倍までを加算請求する場合 利用した引越業者等の領収書は原本を提出
④ 引越業者等3者から徴した見積書 	定額の2倍を超え、3倍までの加算請求をする場合※2 3者のうち、最も安価な引越業者等を利用し、その業者の領収書を提出すること。 引越業者等の都合によりやむを得ず見積書を1者又は2者までしか徴することができない場合は、転居費加算にかかる申出書（様式第4）で代えることができる。利用業者の見積書は必ず必要。 ※2 3倍を超える場合は教育庁総務課長へ協議
⑤ 交通費・宿泊費の領収書	鉄道賃（特急を利用した場合）、航空賃、フェリー、高速バス、高速道路料金、ホテル代（滞在が必要と認められる場合のみ）
⑥ 赴任状況報告書（様式第1）	同一生計内に異動命令を受けた職員が2人以上いて、職員と家族が同一の住居から同一の住居に転居する場合。 転居費における「家族」とは、赴任を命ぜられた日において職員と生計を一にし、かつ同居している者
⑦ 転居費に関する申立書（様式第5）※3 ※3 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子については不要	家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払いを受けていないことを確認 受けている場合：赴任旅費はその金額を差し引いた額を支給

【参考：旅費の手引き 職員旅費Q&A】

各市町の取組 ～美郷町～

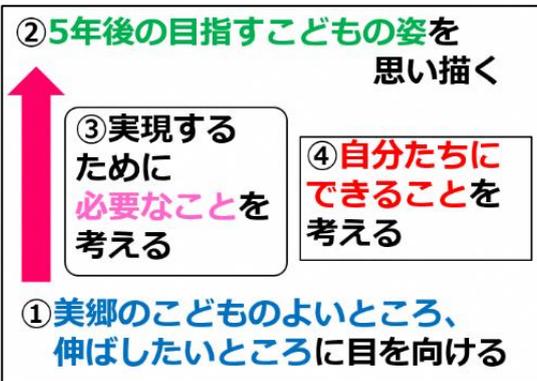
オール美郷で目指す子どもの姿を考えよう！

美郷町教育委員会 派遣社会教育主事 仲田 幸子

美郷町では、令和 5 年度に邑智校区（邑智小・邑智中）および大和校区（大和小・大和中）に学校運営協議会を設置し、町内すべての学校がコミュニティ・スクールとなりました。本稿では、3年目を迎えた取組の一端をご紹介します。

昨年の 12 月に、町内の学校運営協議会委員を対象に、『オール美郷で目指す子どもの姿を考えよう!』というテーマで合同委員研修会を開催しました。研修会是对話を大切にしたワークショップ形式で行い、下図に示す①②③④のステップで意見交換を行いました。『5年後に目指す子どもの姿』については、「夢や目標に向かって挑戦する子」「自分もまわりも大切にできる子」「美郷町が好きの子」など、前向きな意見が多く出されました。また、『それを実現するために必要なこと』、そして『自分たちにできること』として、「多様な人との交流や体験活動の充実」「子どものやりたいことや挑戦を応援し、信じて任せる姿勢」などが挙げられました。本音で語り合う委員のみなさんの表情や言葉からは、子どもたちへの深い思いがひしひしと伝わってきました。ファシリテーターとしてその場に関わる中で、私自身も胸が熱くなりました。そして、学校と地域が両輪となって子どもを育てていく「チーム美郷」の温かさやパワー、可能性を改めて実感した時間でした。

今後は、本研修会で共有された意見を丁寧に整理し、来年度以降の取組へとつなげていきたいと考えています。学校・家庭・地域が一体となり、「オール美郷」で子どもたちの未来を支えていけるよう、私自身も伴走者として、寄り添い続けていきたいと思ひます。



「みさとと。」※ 言えば、〇〇わ・〇〇ち

美郷町教育委員会 派遣指導主事 洲濱 豊明

「みさとと。」言えば、旧大和村・邑智町の2地域からなり、地域の文化や自然を生かしたまちづくりを進める町です。令和7年10月31日（金）に「ふるさとを愛し、未来を切り拓く力を育む学校教育の創造～自ら考え、豊かに関わり合いながら、ともに高まろうとする児童生徒の育成～」を大会主題に、町内の全小中学校4校を会場に、第35回 邑智郡教育研究大会（美郷大会）が行われました。概要を紹介します。なお、下記表内の「ポイント」は私見です。詳細は各校の取組をご参照いただければ幸いです。

校名	大和小	邑智小	大和中	邑智中
主題	主体的に問題解決し ともに学びを楽しむ 子どもの育成 ～つなぐをキーワード (以下、KW)にした 授業づくりの工夫～	自ら学び、自ら考え、 共に高まり合う 児童の育成 ～友達と共に学び合う 授業づくり～	生徒のより深い学びを 支える特色ある学びを めざして ～基礎・基本の定着 と、対話的な学びの場 の創造を通して～	自らの思いや考えを仲 間とともに深め合い、 夢に向かって歩む 生徒の育成 ～伝え合う力を高め、 主体的な学びを支える 学習支援のあり方～
授業	理科、家庭科	図画工作、算数、算数	特別活動	数学、特別活動
ポイント	・生活、既習、友達等と つなぐ ・KWで語る	・見方・考え方を働かせ た姿を言語化しておく	・目指す姿を意識して 自己決定、挑戦する場	・ICTを活用して他 者参照 ・日々が成果

各校は教育センターの伴走支援を受けながら、大人自身が自ら考え、「対話」を大切にしながら豊かに関わり合って研修を進めておられました。目的やねらいは何か、その目的を達成するための手段は何かなど丁寧に協議されることで、公開された授業以外にも通じる「英智」を生み出しておられました。紙面の都合で簡単にしか紹介できませんでしたが、美郷と言えば、「大和・邑智、対話で英智を生み出す町」と思っていたら嬉しそうです。最後になりましたが、当日ご来町いただいた皆様、ありがとうございました。

※「みさとと。」は、美郷町の魅力再発見プロジェクトの名前です。ぜひHPを覗いてみてくださいね！

各市町の取組 ～大田市～

中高生の地域活動団体「大田 JO いんつ♪」について

大田市教育委員会 派遣社会教育主事 秋山 滋雅

大田市の中高生グループ「大田 JO いんつ♪」をご存じでしょうか。今回はこの団体について紹介させていただきます。

大田 JO いんつ♪は、大田市内の中学生、高校生の地域活動団体です。活動の目的は、以下の2つです。

- ・JO いんつ♪の活動を通じて地域貢献し、大田市を元気にする。
- ・地域を支える一員として、自分たちも活動を楽しみ、メンバーや地域とつながる。

公民館事業として13年前に始まり、現在まで続いてきました。支援にあたるのは大田未来結びコーディネーター6名の皆さんです。毎月のミーティングで活動を話し合い、今年も春と秋の彼岸市「中日つあん」での染め物体験や天領さんのお化け屋敷など、市内の色々なイベントに出展し体験や感動を届けてきました。

地域で長く活動してきたことで、商店街の方や地域の方に声をかけられることが増え、活動のバリエーションも広がってきました。メンバーである中学生、高校生は依頼者の願いをくみ取ったうえで一つひとつの活動についてミーティングを行い、「自分たちは何のためにこの活動をするのか。」「この活動にどう取り組んでいきたいのか。」などを話し合っています。また活動に対する振り返りも大切にしています。JO いんつ♪として毎年の活動のめあてを設定しつつ、一人ひとり個人目標をもって臨んでおり、支援者が振り返りを促すことで、メンバーが自分自身の成長を実感しているように感じます。



支援にあたる大田未来結びコーディネーターは、学校と地域の連携や、市内のまちづくりセンターの社会教育事業にも関わっています。いろいろな場でJO いんつ♪の活動や成長をPRしたり、地域のニーズを聞き取ったりすることがJO いんつ♪の活動を支える力になっていると感じます。

活動を通して参加者と上手にコミュニケーションを取り、相手が喜んでくれたことが自信につながり、「次はこんな活動ができるようになりたい。」「仲良くなったあの団体と一緒に活動したい。」など、モチベーションや新しい動きにもつながっています。これからも、JO いんつ♪メンバーの成長を楽しみに、大田未来結びコーディネーターの皆さんと一緒に見守っていきたいと思います。

学習指導と生徒指導の一体化の実現に向けて

大田市教育委員会 派遣指導主事 八波 直樹

みなさんは、学習指導と生徒指導の関係をどのようにとらえているでしょうか。令和4年12月に改訂された『生徒指導提要』には、「発達支持的生徒指導は、児童生徒の『個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える』とあります。「発達支持的生徒指導」とは、全ての児童生徒を対象とした生徒指導の基盤であるとされています。この中には日々の授業も「発達支持的生徒指導」の場として含まれます。その授業の際に、生徒指導の実践上の視点である「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を取り入れることで、日々の授業の中で生徒指導も実践することができ、「学習指導と生徒指導の両輪」が回っていきます。

今年度から大田市は島根県が作成した「第2期しまねの学力育成推進プラン」をもとに、学力育成の視点だけでなく、生徒指導や特別支援教育の視点も取り入れた「令和7年度大田市学力育成推進に関する基本方針」および「令和7年度大田市生徒指導の方針」を作成しました。学校訪問や市内の研修会等で周知しているところです。個々の領域を独立させて子どもたちを支援するのではなく、様々な分野・領域を統合して支援することを大切にしています。これらについては、下記の二次元コードからご覧ください。



令和7年度大田市学力育成推進に関する基本方針



令和7年度大田市生徒指導の方針（構想図）

今年度大田市では、教職員の知識のアップデートおよび資質・能力向上のために下記の研修会を行いました。

- 田中博之教授（早稲田大学）：家庭学習力アンケートの理論と実践 【学力育成】
- 坂田仰教授（淑徳大学）：スクールコンプライアンスの視点から考えるいじめ対応 【生徒指導】

加えて、「大田市こどもを語る会」において保護者向けの研修会も実施しました。

- 渡部正嗣理事長（アナザーステージ）：不登校の子どもの理解とその対応 【教育相談】

今後も「できることはすべてやってみる」というモットーのもと、大田市で大切にしている考え方を推進していけるように、全力で職務を全うしていく所存です。今後ともよろしく願いいたします。

つながって持続可能に～未来につながる医療的ケアの取組～

大田市教育委員会 派遣指導主事 坂根 晶子

大田市では、医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」）を、安心・安全に受け入れることができるよう、関係機関と連携した体制づくりを進めてきました。

令和5年度からは、教育委員会だけでなく、医療機関や福祉部局と連携していくために、大田市特別支援連携協議会に「医療的ケア運営部会」を設置しました。該当校、学校医、医療的ケア児支援センター、福祉部局等がつながり、それぞれの立場から意見を出し合いながら協議を重ねてきました。その中で、本人や保護者の思いに寄り添った提案、医療的ケア実施に関わる看護師への補償等、教育の視点だけでは見えにくい、医療的ケア児を安心・安全に受け入れるための温かい助言をいただきました。

また、体制づくりを進めるにあたり、県教育委員会や松江市、出雲市等他の市町から、情報提供等の協力をいただき、そうした情報を参考にしながら大田市の実態に即した取組の整理を進めました。

こうした協議をもとに、医療的ケア児の受け入れに際し、市や学校が共通理解のもとで対応できるように「大田市小・中学校での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を作成し、令和7年3月に完成しました。二次元コードからご覧ください。今後は、本ガイドラインを活用しながら、関係機関とつながり、医療的ケア児とその家族が安心して学校生活を送ることができる体制づくりを進めていきたいと思っております。

私事ですが、かつて医療的ケアが必要な児童が在籍する学級を受けもたせていただいた経験があります。この度のガイドライン作成等に携わり、本人や保護者の思い、かかわる医療機関の方々のご尽力について、当時の自分の受け止めが十分でなかったこと等、改めて振り返る機会となりました。

本取組に際して、様々な方々がつながって取り組めたことに、心から感謝するとともに、この場をおかりして関係者の皆様にご報告とお礼を申し上げます。



ガイドライン詳細

※参考 文科省「小学校における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」